

令和4年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)における「やむを得ない理由により、ESAT-Jを受験できない生徒に対する措置」の申請について

令和4年8月3日
東京都教育庁指導部指導企画課

令和4年6月17日付4教指企第465号「令和4年度 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施要項」(以下、「実施要項」という。)における「12 特別措置(2) やむを得ない理由により、ESAT-Jを受験できない生徒又は受験できなかった生徒」のうち、「受験できない生徒」に対する措置(以下、「本措置」という。)申請について、次のとおりとする。

1 申請事由

個別の状況や障害特性等

<事由の例>

- ・ きつ音や発話障害、難聴、緘黙等の障害・疾患により、英語「話すこと」の評価ができない場合
- ・ 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくてもできない状況にある場合

2 申請手続き

次の(1)から(4)の順に行う。

- (1) 生徒の在籍する中学校長は、「都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請書(様式指1)」を、都教育委員会へ簡易書留郵便により提出する。
- (2) 都教育委員会は、申請書の内容を確認の上、措置を講じることが適切な場合は承認する。
- (3) 都教育委員会は、「都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請承認／不承認書(様式指2)」を、中学校長に簡易書留郵便にて土日祝日を除き、15日以内に親展扱いで送付する。
- (4) 「都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請承認／不承認書(様式指2)」を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に写しを交付する。

3 「都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請書(様式指1)」の提出について

(1) 提出期間

令和4年8月15日(月)から令和4年9月16日(金)(必着)

(2) 提出先

〒163-0081 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎15階南側
東京都教育庁指導部指導企画課国際教育推進担当

4 本措置の内容

承認された者の扱いは、令和4年5月26日教育委員会報告「東京都立高等学校入学者選抜における中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)結果の活用について 5 不受験者の扱いについて(2)」のとおりとする。

5 留意点

- (1) 提出された(様式指1)の内容等について、都教育委員会が中学校に問合せを行うことがある。
- (2) 実施要項における「12 特別措置(2) やむを得ない理由により、ESAT-Jを受験できない生徒又は受験できなかった生徒」のうち、「受験できなかった生徒」に対する措置については、令和4年9月公表予定の「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」において定める。